

新幼稚園教育要領のポイント

幼稚園教育要領について

概要

幼稚園教育要領は、全国的に一定の教育水準を確保するとともに、実質的な教育の機会均等を保障するため、国が学校教育法に基づき定めている大綱的基準。これまで概ね10年に一度改訂が行われてきた。

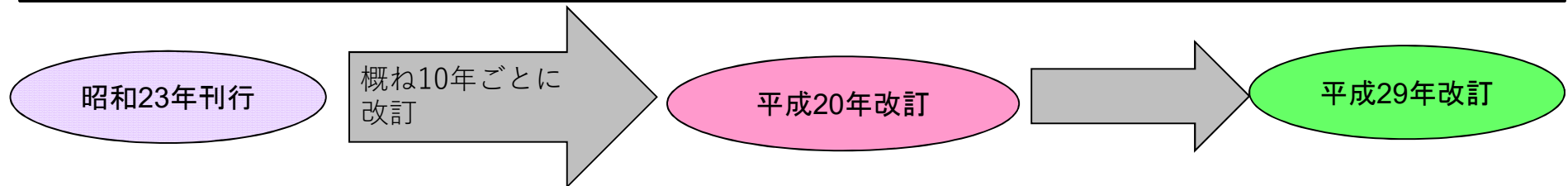
根拠規定

○学校教育法

第25条 幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は、第22条及び第23条の規定に従い、文部科学大臣が定める。

○学校教育法施行規則

第38条 幼稚園の教育課程その他の保育内容については、この章に定めるもののほか、教育課程その他の保育内容の基準として文部科学大臣が別に公示する
幼稚園教育要領によるものとする。



○ 保育要領 (文部省刊行)

- ・ 最初の幼稚園・保育所・家庭における幼児教育の手引

○ 幼稚園教育要領(文部科学省告示) 幼小接続や預かり保育等の子育ての支援を充実

○ 幼稚園教育要領(平成29年3月31日 文部科学省告示第62号)

幼稚園教育要領の構成

改訂前

第1章 総則

- 第1 幼稚園教育の基本
- 第2 教育課程の編成
- 第3 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動など

第2章 ねらい及び内容

- 健康
- 人間関係
- 環境
- 言葉
- 表現

第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

- 第1 指導計画の作成に当たっての留意事項
 - 1 一般的な留意事項
 - 2 特に留意する事項
- 第2 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

改訂後

前文

第1章 総則

- 第1 幼稚園教育の基本
- 第2 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」
- 第3 教育課程の役割と編成等
- 第4 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価
- 第5 特別な配慮を必要とする幼児への指導
- 第6 幼稚園運営上の留意事項
- 第7 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動など

第2章 ねらい及び内容

- 健康
- 人間関係
- 環境
- 言葉
- 表現

第3章 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

※基本原則を示す総則を抜本的に改善し、必要な事項を分かりやすく整理。

社会に開かれた教育課程の実現

「教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、**よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの幼稚園において、幼児期にふさわしい生活をどのように展開し、どのような資質・能力を育むようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の実現が重要である。**」

一人一人の資質・能力を育んでいくこと

小学校以降の教育や生涯にわたる学習とのつながりを見通すこと

「**幼児の自発的な活動としての遊びを生み出すために必要な環境を整え、一人一人の資質・能力を育んでいくことは、教職員をはじめとする幼稚園関係者はもとより、家庭や地域の人々も含め、様々な立場から幼児や幼稚園に関わる全ての大人に期待される役割である。家庭との緊密な連携の下、小学校以降の教育や生涯にわたる学習とのつながりを見通しながら、幼児の自発的な活動としての遊びを通しての総合的な指導をする際に広く活用されるものとなることを期待して、ここに幼稚園教育要領を定める。**」

第1章 総則の改訂について

第1章 総則の改訂のポイント

- 「環境を通して行う教育」を基本とすることは変わらない。
- 幼稚園教育において育みたい資質・能力を明確化。
- 5歳児修了時までには育てほしい具体的な姿を「幼児期の終わりまでに育てほしい姿」として明確化するとともに、小学校と共有することにより幼小接続を推進。
- 幼児一人一人のよさや可能性を把握するなど幼児理解に基づいた評価を実施。
- 言語活動などの充実を図るとともに、障害のある幼児や海外から帰国した幼児など特別な配慮を必要とする幼児への指導を充実。

「環境を通して行う教育」を基本とする

幼児期の教育における見方・考え方「身近な環境に主体的に関わり、環境との関わり方や意味に気づき、これらを取り込もうとして、試行錯誤したり、考えたりするようになる」を生かし、よりよい教育環境を創造する。

- 幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活を展開
（幼児は安定した情緒の下で自己発揮をすることにより発達に必要な体験を得ていく）
- 遊びを通しての指導を中心として第2章に示すねらいが総合的に達成されるようにすること
（「遊び」は、幼児にとって重要な「学習」）
- 一人一人の発達の特性に応じること

※環境とは物的な環境だけでなく、教師や他の幼児も含めた幼児の周りの環境すべて

幼稚園教育において育みたい資質・能力

教育課程全体の方向性

- 各学校段階及び全ての教科等について共通する、育成を目指す資質・能力を明確化
- 資質・能力の三つの柱として以下を偏りなく実現できるようにする。
 - ①知識及び技能が習得されるようにすること
 - ②思考力、判断力、表現力等を育成すること
 - ③学びに向かう力、人間性等を涵養すること

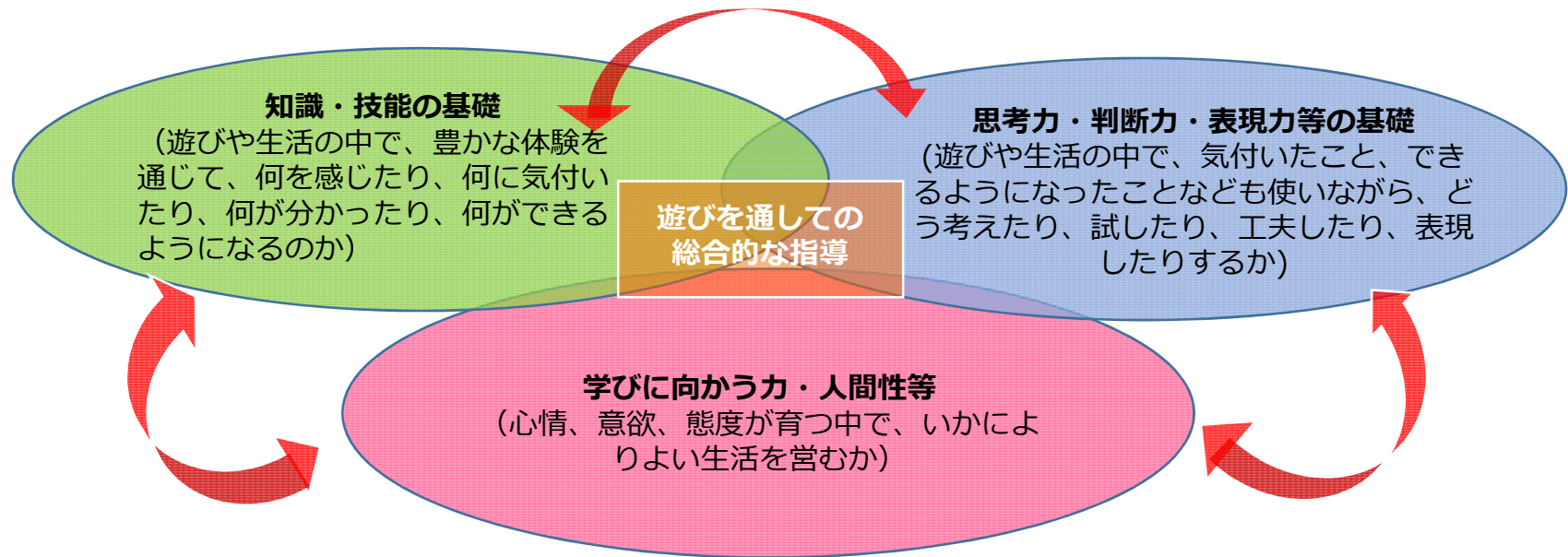
幼稚園教育において育みたい資質・能力

幼児期に育みたい資質・能力は、小学校以降のようないわゆる教科指導で育むのではなく、幼児の自発的な活動である遊びや生活の中で、感性を働かせてよさや美しさを感じ取ったり、不思議さに気付いたり、できるようになったことなどを使いながら、試したり、いろいろな方法を工夫したりすることなどを通じて育むことが重要。



- こうした幼児期の特性を踏まえ、以下のように**三つの柱を整理**。
 - ①豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かったり、できるようになったりする「**知識及び技能の基礎**」
 - ②気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「**思考力、判断力、表現力等の基礎**」
 - ③心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「**学びに向かう力、人間性等**」

へ
環境
を
通
し
て
行
う
教
育
へ

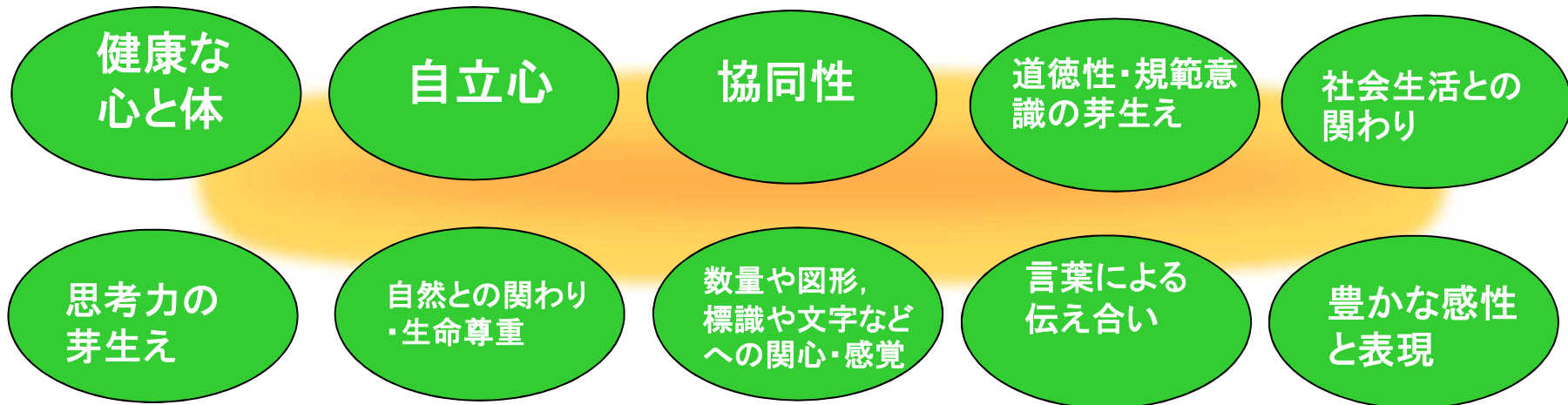


○この資質・能力は現行幼稚園教育要領の5領域の枠組みにおいて育むことができるため、5領域は引き続き維持。

○これらは個別に取り出して身に付けさせるものではなく、**遊びを通しての総合的な指導を行う中で、一体的に育てていくことが重要。**

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

- 5領域のねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている幼児の幼稚園修了時の具体的な姿であり、教師が指導を行う際に考慮するものである



- 幼稚園等と小学校の教員が持つ5歳児修了時の姿が共有化されることにより、幼児教育と小学校教育との接続の一層の強化が図られることを期待。

- 3歳児、4歳児それぞれの時期にふさわしい指導の積み重ねが、この「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」につながっていくことに留意。

- 「**幼児期の終わりまでに育ってほしい姿**」は、5歳児後半の評価の手立てともなるものであり、**幼稚園等と小学校の教員が持つ5歳児修了時の姿が共有化されることにより、幼児教育と小学校教育との接続の一層の強化を期待。**
- **小学校低学年は、学びがゼロからスタートするわけではなく、幼児教育で身に付けたことを生かしながら教科等の学びにつなぎ、子供たちの資質・能力を伸ばしていく時期。**
- **小学校教育においては、生活科を中心としたスタートカリキュラムを学習指導要領に明確に位置付け、その中で、合科的・関連的な指導や短時間での学習などを含む授業時間や指導の工夫、環境構成等の工夫（※）も行いながら、幼児期に総合的に育まれた資質・能力や、子供たちの成長を、各教科等の特質に応じた学びにつなげていくことが求められる。**
- **その際、スタートカリキュラムにおける学習を、小学校におけるその後の学習に円滑につないでいくという視点も重要。**

※「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について（報告）」（平成22年11月）においては、スタートカリキュラム編成上の留意点として、幼稚園、保育所、認定こども園と連携協力すること、個々の児童に対応した取組であること、学校全体での取組とすること、保護者への適切な説明を行うこと、授業時間や学習空間などの環境構成、人間関係づくりなどについて工夫することを挙げている。

(参考) 小学校学習指導要領

第1章 総則

第3 教育課程の役割と編成等

4 学校段階等間の接続

教育課程の編成に当たっては、次の事項に配慮しながら、学校段階等間の接続を図るものとする。

(1) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより、幼稚園教育要領等に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるようにすること。

また、低学年における教育全体において、例えば生活科において育成する自立し生活を豊かにしていくための資質・能力が、他教科等の学習においても生かされるようにするなど、教科等間の関連を積極的に図り、幼児期の教育及び中学年以降の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。特に、小学校入学当初においては、幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、指導の工夫や指導計画の作成を行うことよう努めるものとする。

※下線部：主な改訂箇所

幼児一人一人のよさや可能性を把握するなど 幼児理解に基づいた評価を実施

幼児一人一人のよさや可能性を把握するなど幼児理解に基づいた評価を実施することについて要領上に明記。

○**幼児一人一人のよさや可能性を把握**するこれまでの評価の考え方は維持。他の幼児との比較や一定の基準に対する達成度についての評価によって捉えるものではないことに留意。

○幼児の発達の状況を小学校の教員が指導上参考にできるよう、指導要録以外のものを含め、**小学校と情報の共有化の工夫を図る**ことが大切。

○日々の記録や、実践を写真や動画などに残し可視化したいいわゆる「ドキュメンテーション」、ポートフォリオなどにより、**幼児の評価の参考となる情報を日頃から蓄積**するとともに、このような幼児の発達の状況を保護者と共有することを通じて、幼稚園等と家庭が一体となって幼児と関わる取組を進めていくことが大切。

言語活動の充実など指導計画の作成上の留意事項の充実

指導計画の作成上の留意事項について以下の内容を充実。

主体的・対話的で深い学び

○ 幼児教育における重要な学習としての遊びは、環境の中で様々な形態により行われている。主体的な学び、対話的な学び、深い学びが実現できているかという視点から指導の改善を図っていくことが必要。

言語活動の充実

○ 幼児期における言語活動の重要性を踏まえ、幼児が言葉のリズムや響きを楽しんだり、知っている言葉を様々な使いながら、未知の言葉と出合ったりする中で、言葉の獲得の楽しさを感じたり、友達や教員と言葉でやり取りしながら自分の考えをまとめたりするようにすることが大切。

見通しや振り返り

○ 幼児が次の活動への期待や意欲をもつことができるよう、幼児の実態を踏まえながら、教師や他の幼児と共に遊びや生活の中で見通しをもったり、振り返ったりするよう工夫。

情報機器の活用

○ 視聴覚教材等については、幼児教育では、直接体験が重要であることを踏まえつつ、例えば、日頃の幼稚園生活では体験することが難しい体験を補完したりする場合や、幼児がより深く知りたいと思ったり、体験を深めたいと思ったりした場合など、幼児の体験との関連を考慮。

特別な配慮を必要とする幼児への指導の充実

障害のある幼児や海外から帰国した幼児等の幼稚園生活への適応など特別な配慮を必要とする幼児への指導について内容を充実。

障害のある幼児などへの指導

○ 障害者の権利に関する条約や障害者差別解消法を踏まえ、家庭や医療機関、福祉施設などの関係機関と連携し、様々な側面からの取組を示した計画(個別の教育支援計画)や、指導の目標や内容、配慮事項などを示した計画(個別の指導計画)の作成・活用に努めること。

海外から帰国した幼児や生活に必要な日本語の習得に困難のある幼児の幼稚園生活への適応

○ 海外から帰国した幼児や生活に必要な日本語の習得に困難のある幼児については、安心して自己を発揮できるよう配慮するなど個々の幼児の実態に応じ、指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うこと。

カリキュラム・マネジメントの実施

教育課程全体の方向性

各学校において、学習指導要領等を受け止めつつ、子供たちの姿や地域の実情等を踏まえて、各学校が設定する学校教育目標を実現するために、学習指導要領等に基づき教育課程を編成し、それを実施・評価し改善していく「カリキュラム・マネジメント」が必要。

幼稚園等におけるカリキュラム・マネジメントの重要性

- ①教科書のような主たる教材を用いず環境を通して行う教育を基本としていること
- ②家庭との関係において緊密度が他校種と比べて高いこと
- ③預かり保育や子育ての支援などの教育課程以外の活動が、多くの幼稚園等で実施されていること



幼稚園等におけるカリキュラム・マネジメントは極めて重要

幼稚園教育要領におけるカリキュラム・マネジメント

- ① 全体的な計画にも留意しながら、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ教育課程を編成すること
- ② 教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと
- ③ 教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと

などを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各幼稚園の教育活動の質の向上を図っていくことに努めること

全体的な計画の活用

幼稚園教育要領

第1章 総則

6 全体的な計画の作成

各幼稚園においては、教育課程を中心に、第3章に示す教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動の計画、学校保健計画、学校安全計画などと関連させ、一体的に教育活動が展開されるよう全体的な計画を作成するものとする。

※下線部：主な改訂箇所

○幼児の生活を、見通しを持って把握し、幼稚園等におけるカリキュラム・マネジメントを充実する観点から、教育課程や預かり保育を含め、登園から降園までの幼児の生活全体を捉えた全体的な計画を作成すること。

第2章 ねらい及び内容の改訂について

第2章 ねらい及び内容 領域 健康

1 ねらい

(3) 健康, 安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け, 見通しをもって行動する。

2 内容

(5) 先生や友達と食べることを楽しみ, 食べ物への興味や関心をもつ。

3 内容の取扱い

(2) 様々な遊びの中で, 幼児が興味や関心, 能力に応じて全身を使って活動することにより, 体を動かす楽しさを味わい, 自分の体を大切にしようとする気持ちが育つようにすること。その際, 多様な動きを経験する中で, 体の動きを調整するようにすること。

(4) 健康な心と体を育てるためには食育を通じた望ましい食習慣の形成が大切であることを踏まえ, 幼児の食生活の実情に配慮し, 和やかな雰囲気の中で教師や他の幼児と食べる喜びや楽しさを味わったり, 様々な食べ物への興味や関心をもったりするなどし, 食の大切さに気づき, 進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。

(5) 基本的な生活習慣の形成に当たっては, 家庭での生活経験に配慮し, 幼児の自立心を育て, 幼児が他の幼児と関わりながら主体的な活動を展開する中で, 生活に必要な習慣を身に付け, 次第に見通しをもって行動できるようにすること。

(6) 安全に関する指導に当たっては, 情緒の安定を図り, 遊びを通して安全についての構えを身に付け, 危険な場所や事物などが分かり, 安全についての理解を深めるようにすること。また, 交通安全の習慣を身に付けるようにするとともに, 避難訓練などを通して, 災害などの緊急時に適切な行動がとれるようにすること。

※下線部: 主な改訂箇所

第2章ねらい及び内容 領域 人間関係

1 ねらい

- (2) 身近な人と親しみ、関わりを深め、工夫したり、協力したりして一緒に活動する楽しさを味わい、愛情や信頼感をもつ。

3 内容の取扱い

- (1) 教師との信頼関係に支えられて自分自身の生活を確立していくことが人と関わる基盤となることを考慮し、幼児が自ら周囲に働き掛けることにより多様な感情を体験し、試行錯誤しながら諦めずにやり遂げることの達成感や、前向きな見通しをもって自分の力で行うことの充実感を味わうことができるよう、幼児の行動を見守りながら適切な援助を行うようにすること。
- (2) 一人一人を生かした集団を形成しながら人と関わる力を育てていくようにすること。その際、集団の生活の中で、幼児が自己を発揮し、教師や他の幼児に認められる体験をし、自分のよさや特徴に気づき、自信をもって行動できるようにすること。

※下線部: 主な改訂箇所

第2章 ねらい及び内容 領域 環境

2 内容

- (6) 日常生活の中で、我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむ。
- (8) 身近な物や遊具に興味をもって関わり、自分なりに比べたり、関連付けたりしながら考えたり、試したりして工夫して遊ぶ。

3 内容の取扱い

- (1) 幼児が、遊びの中で周囲の環境と関わり、次第に周囲の世界に好奇心を抱き、その意味や操作の仕方に関心をもち、物事の法則性に気付き、自分なりに考えることができるようになる過程を大切にすること。また、他の幼児の考えなどに触れて新しい考えを生み出す喜びや楽しさを味わい、自分の考えをよりよいものにしようとする気持ちが育つようにすること。
- (4) 文化や伝統に親しむ際には、正月や節句など我が国の伝統的な行事、国歌、唱歌、わらべうたや我が国の伝統的な遊びに親しんだり、異なる文化に触れる活動に親しんだりすることを通じて、社会とのつながりの意識や国際理解の意識の芽生えなどが養われるようにすること。

※下線部：主な改訂箇所

第2章 ねらい及び内容 領域 言葉

1 ねらい

(3) 日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、先生や友達と心を通わせる。

3 内容の取扱い

(4) 幼児が生活の中で、言葉の響きやリズム、新しい言葉や表現などに触れ、これらを使う楽しさを味わえるようにすること。その際、絵本や物語に親しんだり、言葉遊びなどをしたりすることを通して、言葉が豊かになるようにすること。

※下線部:主な改訂箇所

第2章 ねらい及び内容 領域 表現

3 内容の取扱い

- (1) 豊かな感性は、身近な環境と十分に関わる中で美しいもの、優れたもの、心を動かす出来事などに出会い、そこから得た感動を他の幼児や教師と共有し、様々に表現することなどを通して養われるようにすること。その際、風の音や雨の音、身近にある草や花の形や色など自然の中にある音、形、色などに気付くようにすること。
- (3) 生活経験や発達に応じ、自ら様々な表現を楽しみ、表現する意欲を十分に発揮させることができるように、遊具や用具などを整えたり、様々な素材や表現の仕方に親しんだり、他の幼児の表現に触れられるよう配慮したりし、表現する過程を大切にして自己表現を楽しめるように工夫すること。

※下線部：主な改訂箇所

第3章 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項の改訂について

教育課程外の教育活動と子育ての支援

- 社会と教育課程のつながりを大切にする「**社会に開かれた教育課程**」としての役割は、**預かり保育や子育ての支援を通じて、施設や機能を開放してきた幼稚園では、これまでも担われてきた**ものである。近年の社会環境の急速な変化に対応し、今後も、幼稚園における教育課程が「社会に開かれた教育課程」としての役割を更に果たしていくことが必要。
- 幼稚園生活全体を通じて幼児の発達を把握し、幼稚園生活を更に充実する観点から、預かり保育について、教育課程に係る教育時間を含めた全体の中で計画、実施する必要があることや**地域の人々との連携などチームとして取り組む**こと。
- 幼稚園が地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を一層果たしていく観点から、**子育ての支援について、心理士、小児保健の専門家、幼児教育アドバイザーなどの活用や地域の保護者と連携・協働しながら取り組む**ようにすること